

別表（第2条関係）

補助事業名	山田錦産地維持支援事業
補助事業の目的	農業者団体が既に集荷した過年産の山田錦について、酒造用以外の他用途利用向けに販売した際に生じる価格差について支援することで、農業者に生じる影響を抑制する。
補助事業の対象となる者	農業者団体
補助事業の対象となる経費	標準農家手取額：2.3万円（/1俵）とし、酒造以外の他用途利用向けに販売した単価から、1俵あたりの補助単価を決定する。 < 1俵あたりの補助単価 > $(2.3万円 - (実際の販売額)) \times 90\%$
補助率	3 / 8
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	
その他の事項	補助金交付決定通知書（様式第3号）の6の補助金交付の条件は、別添「農産園芸課関係補助事業補助金交付の条件」による

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 1 事業実施計画書（別紙様式）
	(指定期日) 別途通知
第7条第1項 (事業の変更承認)	(軽微な経費配分の変更)
	(軽微な事業内容の変更)
第8条第1項 (交付決定額の変更)	(添付書類) 第3条に準じる
	(指定期日) 別途通知
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等)
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 事業実施実績書（別紙様式） 2 支払明細書
	(指定期日) 事業完了後1か月以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日とする
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間)

(別紙様式)

山田錦産地維持支援事業実施計画（変更計画、実績）書

1 事業の目的

2 他用途利用向け米販売計画（又は実績）

(単位：円)

米販売先	販売単価 ①	差額(2.3 万円-①) ②	9割負担 (②×0.9) ③	販売俵数 (俵)④	補助対象経 費(③×④) ⑤	負担区分		備考
						県 ⑤×3/8	その他	

(注1) 単価等については、税抜価格を記載すること。

3 事業完了（予定）年月日